

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月11日
【届出者の氏名又は名称】 / 1	ソフトバンク株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03(6889)2000
【事務連絡者氏名】	財務統括 経営企画本部 本部長 上村 穰
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
[届出者の氏名又は名称] / 2	NAVER J.Hub株式会社
[届出者の住所又は所在地]	東京都品川区上大崎二丁目10番44号
[最寄りの連絡場所]	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー
[電話番号]	03(6250)6200(代表)
[事務連絡者氏名]	弁護士 浅岡 義之
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません
[代理人の住所又は所在地]	該当事項はありません
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません
[電話番号]	該当事項はありません
[事務連絡者氏名]	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	ソフトバンク株式会社 (東京都港区東新橋一丁目9番1号) NAVER J.Hub株式会社 (東京都品川区上大崎二丁目10番44号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)及びNAVER Corporation(以下「NAVER」といいます。)の完全子会社であるNAVER J.Hub株式会社(以下「NAVER J.Hub」といいます。)を総称して又は個別にいいます。また、ソフトバンク及びNAVER J.Hubを総称して「公開買付者ら」といいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、LINE株式会社をいいます。

- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式、株券等預託証券、新株予約権及び新株予約権付社債に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年8月4日付で提出した公開買付届出書(2020年8月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2020年8月4日付公開買付開始公告につきまして、同日の公開買付届出書の提出後に、2020年6月30日現在残存する2019年7月9日及び2020年3月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(第25回新株予約権)の個数に誤りがあったことが判明した旨の連絡を対象者から受け、また、2020年8月7日に対象者が当該新株予約権の個数を踏まえた第21期第2四半期報告書を提出したことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、2020年8月11日付にて、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(3) 買付予定の株券等の数

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

公開買付届出書の添付書類

2020年8月4日付公開買付開始公告

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(3)【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
88,308,442株	-株	-株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数(88,308,442株)を記載しております。なお、当該最大数は、()対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株。なお、当該株式数には、本米国預託証券の原株数(本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数)である2,355,197株が含まれます。)に、()2020年6月30日現在残存する全ての本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数(11,998,800株)及び全ての本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数(19,529,086株)をそれぞれ加算した数(273,072,028株)から、()NAVERが所有する対象者株式の数(174,992,000株)及びNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数(9,764,543株)の合計数(184,756,543株)、並びに対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)をそれぞれ控除した株式数(88,308,442株)になります。

<後略>

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
88,309,642株	-株	-株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数(88,309,642株)を記載しております。なお、当該最大数は、()対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株。なお、当該株式数には、本米国預託証券の原株数(本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数)である2,355,197株が含まれます。)に、()2020年6月30日現在残存する全ての本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数(12,000,000株)及び全ての本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数(19,529,086株)をそれぞれ加算した数(273,073,228株)から、()NAVERが所有する対象者株式の数(174,992,000株)及びNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数(9,764,543株)の合計数(184,756,543株)、並びに対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)をそれぞれ控除した株式数(88,309,642株)になります。

<後略>

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	883,084
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	241,185
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	23,551
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2020年8月4日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年8月4日現在)(個)(g)	1,901,025
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	104,765
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2020年3月31日現在)(個)(j)	2,412,535
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	32.34
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本米国預託証券の原株数(本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数)(2,355,197株)、並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債(但し、NAVERが所有する本新株予約権付社債を除きます。)に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数(21,763,343株)の合計数(24,118,540株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本米国預託証券の原株数(本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数)である2,355,197株に係る議決権の数を記載しております。
- (注4) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年8月4日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(但しNAVER所有対象者株券等を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年8月4日現在)(個)(g)」(但し、NAVERが所有する対象者株式(174,992,000株)及びNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式(9,764,543株)に係る議決権の数(1,847,565個)を除きます。)は分子に加算しておりません。
- (注5) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2020年5月14日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式、本新株予約権、本新株予約権付社債も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)を控除した株式数(241,537,099株)に、2020年6月30日現在の本新株予約権(109,348個)の目的となる対象者株式数(11,998,800株)及び2020年6月30日現在の本株予約権付社債に付された新株予約権(14,632個)の目的となる対象者株式数(19,529,086株)を加えた株式数(273,064,985株)に係る議決権の数(2,730,649個)を分母として計算しております。

< 後略 >

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	883,096
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	241,197
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	23,551
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2020年8月4日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年8月4日現在)(個)(g)	1,901,025
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	104,765
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2020年3月31日現在)(個)(j)	2,412,535
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	32.34
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本米国預託証券の原株数(本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数)(2,355,197株)、並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債(但し、NAVERが所有する本新株予約権付社債を除きます。)に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数(21,764,543株)の合計数(24,119,740株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本米国預託証券の原株数(本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数)である2,355,197株に係る議決権の数を記載しております。

(注4) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年8月4日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(但しNAVER所有対象者株券等を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年8月4日現在)(個)(g)」(但し、NAVERが所有する対象者株式(174,992,000株)及びNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式(9,764,543株)に係る議決権の数(1,847,565個)を除きます。)は分子に加算しておりません。

(注5) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2020年5月14日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式、本新株予約権、本新株予約権付社債も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)を控除した株式数(241,537,099株)に、2020年6月30日現在の本新株予約権(109,360個)の目的となる対象者株式数(12,000,000株)及び2020年6月30日現在の本株予約権付社債に付された新株予約権(14,632個)の目的となる対象者株式数(19,529,086株)を加えた株式数(273,066,185株)に係る議決権の数(2,730,661個)を分母として計算しております。

< 後略 >

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	371,958,224,687円
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	380,000,000円
その他(c)	16,000,000円
合計(a) + (b) + (c)	372,354,224,687円

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(88,308,442株)から、()公開買付期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第22回新株予約権、第23回新株予約権、第24回新株予約権及び第25回新株予約権の目的となる対象者株式の合計数(9,406,700株)並びに()本新株予約権付社債の目的となる対象者株式の合計数(買付予定数に含まれないINAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数を除きます。)(9,764,543株)を控除した株式数(69,137,199株)に本公開買付価格(5,380円)を乗じた金額に、()第22回新株予約権の個数(30,240個)、第23回新株予約権の個数(240個)、第24回新株予約権の個数(15,744個)及び第25回新株予約権の個数(47,843個)に、それぞれ1個当たりの買付け等の価格(1円)を乗じた金額を加算した合計額を記載しております。なお、買付け等の価格が額面金額を大幅に下回り(2023年満期新株予約権付社債については27.96%、2025年満期新株予約権付社債については28.45%のディスカウント)、本繰上償還条項に従い、額面金額以上の金額で本公開買付け後に償還されることが予定される本新株予約権付社債が本公開買付けに応募されることは想定しておりませんので、本新株予約権付社債の目的となる対象者株式の合計数については前記買付代金の計算において考慮しておりません。

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	371,958,224,699円
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	380,000,000円
その他(c)	16,000,000円
合計(a) + (b) + (c)	372,354,224,699円

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(88,309,642株)から、()公開買付期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第22回新株予約権、第23回新株予約権、第24回新株予約権及び第25回新株予約権の目的となる対象者株式の合計数(9,407,900株)並びに()本新株予約権付社債の目的となる対象者株式の合計数(買付予定数に含まれないINAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数を除きます。)(9,764,543株)を控除した株式数(69,137,199株)に本公開買付価格(5,380円)を乗じた金額に、()第22回新株予約権の個数(30,240個)、第23回新株予約権の個数(240個)、第24回新株予約権の個数(15,744個)及び第25回新株予約権の個数(47,855個)に、それぞれ1個当たりの買付け等の価格(1円)を乗じた金額を加算した合計額を記載しております。なお、買付け等の価格が額面金額を大幅に下回り(2023年満期新株予約権付社債については27.96%、2025年満期新株予約権付社債については28.45%のディスカウント)、本繰上償還条項に従い、額面金額以上の金額で本公開買付け後に償還されることが予定される本新株予約権付社債が本公開買付けに応募されることは想定しておりませんので、本新株予約権付社債の目的となる対象者株式の合計数については前記買付代金の計算において考慮しておりません。

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類

2020年8月4日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(訂正前)

(5) 買付予定の株券等の数	買付予定数	88,308,442株
	買付予定数の下限	- 株
	買付予定数の上限	- 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数(88,308,442株)を記載しております。なお、当該最大数は、(i)対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株。なお、当該株式数には、本米国預託証券の原株数(本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数)である2,355,197株が含まれます。)に、(ii)2020年6月30日現在残存する全ての本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数(11,998,800株)及び全ての本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数(19,529,086株)をそれぞれ加算した数(273,072,028株)から、(iii)NAVERが所有する対象者株式の数(174,992,000株)及びNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数(9,764,543株)の合計数(184,756,543株)、並びに対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)をそれぞれ控除した株式数(88,308,442株)になります。

< 後略 >

(訂正後)

(5) 買付予定の株券等の数	買付予定数	88,309,642株
	買付予定数の下限	- 株
	買付予定数の上限	- 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数(88,309,642株)を記載しております。なお、当該最大数は、(i)対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株。なお、当該株式数には、本米国預託証券の原株数(本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数)である2,355,197株が含まれます。)に、(ii)2020年6月30日現在残存する全ての本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数(12,000,000株)及び全ての本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数(19,529,086株)をそれぞれ加算した数(273,073,228株)から、(iii)NAVERが所有する対象者株式の数(174,992,000株)及びNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数(9,764,543株)の合計数(184,756,543株)、並びに対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)をそれぞれ控除した株式数(88,309,642株)になります。

< 後略 >

(訂正前)

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合 32.34%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2020年5月14日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式、本新株予約権、本新株予約権付社債も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)を控除した株式数(241,537,099株)に、2020年6月30日現在の本新株予約権(109,348個)の目的となる対象者株式数(11,998,800株)及び2020年6月30日現在の本株予約権付社債に付された新株予約権(14,632個)の目的となる対象者株式数(19,529,086株)を加えた株式数(273,064,985株)に係る議決権の数(2,730,649個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。以下、(7)及び(8)においても同様です。

<後略>

(訂正後)

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合 32.34%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2020年5月14日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式、本新株予約権、本新株予約権付社債も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)を控除した株式数(241,537,099株)に、2020年6月30日現在の本新株予約権(109,360個)の目的となる対象者株式数(12,000,000株)及び2020年6月30日現在の本株予約権付社債に付された新株予約権(14,632個)の目的となる対象者株式数(19,529,086株)を加えた株式数(273,066,185株)に係る議決権の数(2,730,661個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。以下、(7)及び(8)においても同様です。

<後略>